

第2章 学校と生涯学習

1 生涯学習社会における学校の役割

○教育基本法（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

社会を構成する県民一人一人が豊かな個性を持ち、生き生きと個性を輝かせながら充実した生活を送るために、県民一人一人が、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を図ることが必要である。

このため、学校は、生涯を通じて学習活動を続けるために必要な基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力等の育成、自ら学ぶ意欲・態度を養うなど子供の「生涯学習の基礎づくり」の場であるとともに、学校の機能や学校施設の開放など「地域の生涯学習」の場ととらえ、幅広い視野に立って生涯学習を推進していくことが重要である。

○教育基本法（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、子供は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。このため、子供の「生きる力」を育むためには、学校、家庭、企業や関係機関なども含めた地域社会が連携・協力し、社会全体の教育力を高めていくことが必要である。

学校においては、家庭や地域の人々とともに、子供を育てていくという視点に立ち、保

護者や地域の人々の声を学校運営に生かしたり、学校の諸活動にボランティアとして参加することを促したりするなど、家庭、地域社会との連携・協力を進めることが大切である。

特に、学校が家庭や地域社会と連携・協力を進めていく上では、学校が自らの教育活動の状況について十分に情報提供するなど説明責任を果たしながら、保護者や地域の人々の積極的な協力を求めていくことが重要である。

（学校教育法第43条、49条、62条、82条）

2 地域とともににある学校づくり・学校を核とした地域づくり

千葉県教育委員会が令和7年3月に策定した第4期千葉県教育振興基本計画では、地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくりを目標とし、施策として「家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進」「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」を施策に位置付けたところである。

このため、学校は地域コミュニティづくりの核として、地域の活動の推進拠点という役割を果たすとともに、地域とともにある学校づくりの実現に向けて、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」の推進を図るとともに、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」との一体的な推進を図る必要がある。

（1）地域とともにある学校づくり

子供の健全育成のためには、地域の子供は地域みんなで育てるという発想で、家庭・学校・地域が連携して取り組んでいかなければならない。そこで、子供の育成にかかわり、地域の活動を支えている人たちの力を結集して、地域における教育の質の向上を図る必要がある。

また、学校が保護者や地域住民と一体となって学校運営を進めていくために、目標やビジョンを共有し、幅広い地域住

民等が一定の権限と責任を持って学校運営について熟議する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を推進するとともに、その内容を実際の活動である「地域学校協働活動」と一体的に推進していくことで、地域の教育力を活用し、地域とともにある学校づくりを推進していく必要がある。

○学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

○地域学校協働活動

○学校関係者評価

○学校評議員

また、学校内の余裕教室等を活用して地域住民や保護者等による学校支援の拠点とするなど、「地域学校協働本部」を整備して組織的・継続的に地域学校協働活動を推進し、地域の力を子供の育成に生かす取組が求められている。

○地域学校協働本部

○放課後子供教室

○地域未来塾（放課後子供教室以外の学習支援）

（2）学校・地域の連携による家庭教育支援

家庭はすべての教育の出発点であり、乳幼児期からの家庭教育の充実が重要である。

このため、県教育委員会では市町村や企業等と連携しながら、家庭の教育力の向上や子供の成長を支える取組を推進している。

また、核家族化、地域とのつながりの希薄化、ひとり親家庭の増加などによる、子育て中の保護者の孤立化を防ぎ、児童虐待等の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、地域の多様な人材を活用しながら、より積極的な家庭への支援を推進している。

各学校においても、その教育力を生かし、地域と一体となった家庭教育支援を進めしていく必要がある。

○「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用

○家庭教育を支援するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の紹介と活用の呼びかけ

○家庭教育リーフレットの活用

○家庭教育支援チーム

（3）学校開放の推進

地域の貴重な財産である学校が、地域における学びや地域づくりの拠点としての役割を果たすことができるよう、学校開放に努め、生涯学習機会の充実を目指す。

○県立学校施設開放事業

（4）図書館等と連携した子供の読書活動の推進

読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、家庭、地域、学校等の社会全体において、子供の読書への関心を高める取組を実施し、本に親しむ習慣の定着を図ることが必要である。

このため、県教育委員会では、家庭・地域と学校において、子供が進んで読書に親しむことができる環境の整備を進めるとともに、学校図書館と公立図書館の連携強化を図っている。

また、児童生徒が相互に図書を紹介する活動や、児童生徒が幼稚園・保育所等の乳幼児に絵本を読み聞かせる活動など、地域と連携して多様な子供の読書活動を工夫することが大切である。

なお、視覚障害、発達障害、肢体不自由等により読書に困難を感じる子供も含めた全ての子供が本に親しめるよう、児童生徒の障害の種類・程度に応じたニーズを把握し、大活字本や録音図書等の

アクセシブルな資料を提供することが必要である。

- 学校図書館・公立図書館連携研修会
- 「子どもの読書活動啓発リーフレット（乳幼児向け、小学生向け）」の活用
- 「千葉県読書バリアフリーリーフレット」の活用
- 「子ども読書の集い」

《参考・引用文献》

- ・千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）千葉県教育委員会 令和2年2月

(5) 青少年教育施設等と連携した子供や若者の豊かな体験活動の推進

子供や若者の自主性やコミュニケーション能力、思考力、発想力などを高めていくためには、座学中心の教育だけでは不十分であるという指摘がある。自然の中での長期宿泊活動や社会奉仕活動、職場体験活動などの様々な体験活動は、子供の生活や学習における意欲や集団の一員としての自覚を高めるなど、社会人としての資質を向上させる上で極めて効果的である。

体験活動の実施については、学校がすべてを担うことは難しく、家庭や地域の果たす役割は大きい。学校は、家庭や地域の教育力の現状を踏まえ、体験活動を充実させる必要がある。

このため、学校では、世代を超えてふれあうことのできる機会や、職場見学、就業体験、自然体験、宿泊活動等の体験活動を充実させる必要がある。

千葉県教育委員会では、企業や研究機関・大学等と連携して就業体験や科学・先端技術体験を行う「千葉県夢チャレンジ体験スクール事業」、その道のプロフェッショナルから学ぶ「ちば子ども大学」を実施している他、宿泊・体験活動ができる青少年教育施設を設置し、子供に様々な体験活動を提供している。

【参考】

千葉県の県立社会教育施設

- さわやかしば県民プラザ（柏市）

県民の多様化・高度化する学習ニーズにきめ細かく対応し、生涯学習を推進するための中核的施設としての「生涯学習センター」、参加型芸術文化活動促進の場としての「芸術文化センター」の機能を併せもつ教育機関である。

○図書館

県立図書館は、知識や情報の収集・発信の拠点として、豊富かつ幅広い図書館資料を整備し、県民の生涯学習を支援している。

読書県「ちば」を推進するため、学校図書館等への図書の貸出、市町村立図書館等と連携したサービス等も実施している。

- ・中央図書館（千葉市）
- ・西部図書館（松戸市）
- ・東部図書館（旭市）

○青少年教育施設

集団生活を通じて青少年の健全育成を図ることを目的とした施設として、青少年自然の家がある。これらの施設を活用して、学校や家庭では得難い宿泊を伴う生活体験や自然体験の機会を提供することは、学校外活動の充実と生きる力を育む上で重要である。

- ・手賀の丘青少年自然の家（柏市）
- ・水郷小見川青少年自然の家（香取市）
- ・君津亀山青少年自然の家（君津市）
- ・東金青少年自然の家（東金市）
- ・鴨川青少年自然の家（鴨川市）

○博物館・美術館等

千葉県には、5館8施設（一部休館中）の県立博物館があり、貴重な文化財等の資料の収集や調査研究をはじめ、展覧会や各種の講座、講演会等の教育普及事業を実施し、地域の文化活動の拠点としての役割を果たすとともに、学校支援活動を行っている。

各学校から、展示や講座の利用を数多く受け入れており、校外学習の場として活用されている。また、学校の授業等で活用する目的で作成された「授業で使える学習キット」の貸出しや館職員による出前講座等も実施している。

また、学校の学習における博物館の効果的な活用方法について学べる「教員のための博物館利用研修会」も開催している。

- ・美術館（千葉市）
- ・中央博物館（千葉市）
- ・中央博物館大利根分館（香取市）
※休館中
- ・中央博物館大多喜城分館（大多喜町）
※一部休館中
- ・中央博物館分館海の博物館（勝浦市）
- ・現代産業科学館（市川市）
- ・関宿城博物館（野田市）
- ・房総のむら（栄町）

社会教育主事の資格・社会教育士の称号

社会教育主事は社会教育を行う者に専門的技術的な助言・指導をする専門的教育職員で、県及び市町村の教育委員会事務局に置かれている。また、社会教育士は、社会教育主事の任用に必要な資格を取得した者で、学びを通じて人づくり、つながりづくり、地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号である。

社会教育主事の任用に必要な資格は、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター等で実施される社会教育主事講習の受講、もしくは大学等での養成課程で必要な単位を修得することで得ることができる。これらの講習等では、社会教育や生涯学習に関する専門的知識やコーディネート能力、ファシリテーション能力などの技術を学ぶことができる。これらの講習等の修了者は「社会教育士」を名乗ることができる。

子供の学びは、学校職員だけで担うのではなく、学校を地域に開き、家庭や地域の

様々な主体と連携することで、より豊かなものとなる。

社会教育主事・社会教育士の活躍が、「学校と地域の連携」を推進する大きな力になると期待されている。

リカレント教育の推進

リカレント教育とは、学校教育からいつたん離れて社会に出た後も、それぞれ人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と学習を繰り返すことである。健康寿命の伸長により、「人生100年時代」が到来することから、今後、職場や職種の転換の機会も増え、生涯に二つ、三つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後に、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になる。生涯の様々なステージに必要となる能力を着実に身に付け、発揮することが一層重要となることから、リカレント教育の充実が必要である。

高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）とは、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験である。合格者には大学・短大・専門学校の受験資格が与えられる。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができる。ただし、試験で合格点を得た者が満18歳に達していないときは、18歳の誕生日から合格者となる。